

入 札 公 告

令和４年度県民交流プラザ和歌山ビッグ愛照明器具修繕について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「自治法令」という。）第１６７条の６及び和歌山県財務規則（昭和６３年和歌山県規則第２８号）第１００条の規定に基づき公告する。

令和４年１０月４日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

１ 一般競争入札に付する事項

- | | |
|-----------|-----------------------|
| （１）業務年度 | 令和４年度 |
| （２）修繕名 | 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛照明器具修繕 |
| （３）修繕場所 | 和歌山ビッグ愛（和歌山市手平２丁目１－２） |
| （４）修繕内容 | 仕様書のとおり |
| （５）修繕期限 | 令和５年３月２７日 |
| （６）最低制限価格 | 設定なし |
| （７）前払金 | 無 |
| （８）部分払 | 無 |
| （９）入札保証金 | 要 |
| （１０）契約保証金 | 要 |
| （１１）議会の議決 | 不要 |

２ 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- （１）自治法令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （２）和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準に規定する入札参加資格認定通知書において、電気工事業の入札参加可能ランクがＡ、Ｂ又はＣランクであること。
- （３）和歌山県内に本店を有する者であること。
- （４）和歌山県暴力団排除条例（平成２３年和歌山県条例第２３号）第６条に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
- （５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （６）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２８条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- （７）和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成１６年６月１５日制定）に基づく入札参加資格の停止を受けていない者であること。
- （８）和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和６２年１２月２１日制定）に基

づく入札参加資格停止を受けていない者であること。

(9) 談合等による損害賠償請求を和歌山県からを受けていない者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県教育庁生涯学習局スポーツ課

和歌山県庁南別館 7 階

和歌山市湊通丁北一丁目 2 番 1

(2) 期間

令和 4 年 1 0 月 4 日（火）から令和 4 年 1 0 月 1 7 日（月）までの和歌山県の休日
を定める条例（平成元年和歌山県条例第 3 9 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「
県の休日」という。）を除く日の午前 9 時から午後 5 時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3 の（1）に同じ。

(2) 期間

3 の（2）に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は、令和 4 年 1 0 月 4 日（火）から令
和 4 年 1 0 月 6 日（木）までの県の休日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までの間に
おいて、和歌山県教育庁生涯学習局スポーツ課に対して、所定の書面（ファクシミリ
を含む。）により行うものとする。

5 現場確認を行う場所及び期間等

(1) 場所

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛（和歌山市手平 2 丁目 1 - 2）

(2) 期間

令和 4 年 1 0 月 4 日（火）から令和 4 年 1 0 月 6 日（木）までの県の休日を除く日
の午前 9 時から午後 5 時まで

ただし、利用状況によっては、現場確認が出来ない居室が生じる場合がある。

(3) 入札参加者は、(2) に示す期間内において、事前連絡の上、和歌山県教育庁生涯学
習局スポーツ課職員、または施設管理者職員立会いのもと必ず現場を確認すること。

6 入札参加の申出の方法及び入札参加資格の審査に関する事項

この一般競争入札に参加するためには、入札の事前において、入札参加資格確認申請
書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場所

和歌山県教育庁生涯学習局スポーツ課

和歌山県庁南別館 7 階

和歌山市湊通丁北一丁目 2 番 1

イ 期間

令和 4 年 1 0 月 4 日（火）から令和 3 年 1 0 月 1 3 日（木）までの県の休日を除く日の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 入札参加資格確認申請書類等についての質問

4 の（3）のとおり（仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。）

7 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山県庁南別館 1 0 階 1 0－A 会議室
和歌山市湊通丁北一丁目 2 番 1

イ 入札日時

令和 4 年 1 0 月 1 8 日（火）午前 1 1 時 0 0 分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

8 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の 1 0 0 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第 1 6 7 条の 7 及び和歌山県財務規則（昭和 6 3 年和歌山県規則第 2 8 号。以下「財務規則」という。）第 8 5 条から第 8 8 条までの規定の定めるところによる。

10 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁生涯学習局スポーツ課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁生涯学習局スポーツ課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

12 その他

この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称
和歌山県教育庁生涯学習局スポーツ課
- (2) 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3690（直通）
ファクシミリ番号 073-423-1660